

空調機械の点検中に発生した感電死亡事故

1. 事故発生事業場の概要

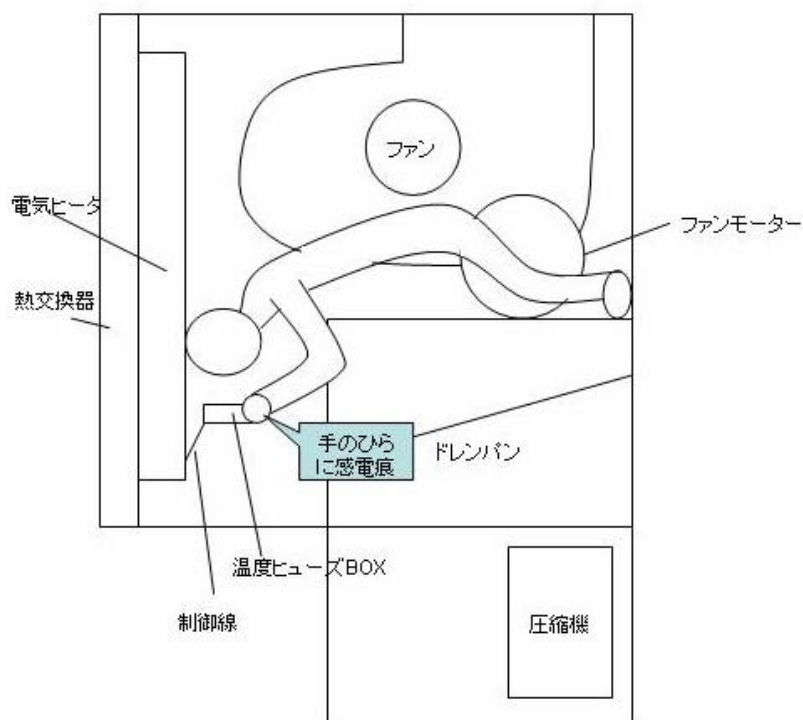
受電電圧 77 kV、受電電力 3300 kW、主任技術者選任形態 選任

2. 事故の概要

生産技術センター空調機使用部門担当者は、暖房が入らない旨、施設管理会社の空調担当者へ連絡した。空調担当者は、空調機械室の空調機内を点検し、ファンベルトが切れていることを確認し、所内別現場で作業中のサービス会社に、ファンベルトの手配と温度ヒューズ熔断の可能性のあることを連絡し調査を依頼した。

サービス会社の B は、下請作業員の A（被災者）と現場に到着した。被災者 A は、B にパッケージ電源が遮断されていることを口頭で確認した後、操作回路に接続され充電状態の温度ヒューズの調査を開始した。

この時、電源スイッチは、パッケージ OFF、ファン、電気ヒータ、操作回路は何れも ON 状態であった。被災者 A は、温度ヒューズホルダーのビスを取り外し、ホルダーを回転させて確認している時に、感電（200V）した。



3. 事故の再発防止対策

パッケージエアコンのヒーターの不調が原因で、温度ヒューズの調査中に充電部を触り感電した。直接原因は充電回路の作業でありながら、絶縁保護具、感電防止対策

をまったく講じなかったことによる。

この事故の教訓として、次に挙げるような安全対策が望まれる。

- ① 可能な限り活線作業の禁止。
- ② 検電の遵守
- ③ 保護具の着用。
- ④ 共同作業時の連絡体制、作業連絡厳守。

低圧での感電死亡事故は毎年、発生している。低圧での作業等を侮らないことが必要。

被災者は電気工事の経験が10年。人はミスをするものだと、フェイルセーフの考えのもと安全対策を講じることが望まれる。